

# ラオス刑事訴訟法（証拠法）研究

## ～法制度整備支援における「運用支援」の一例の紹介～

JICA長期派遣専門家

伊藤 淳

### 1 はじめに

読者の皆さんは、「他国の刑事司法制度の運用状況を改善する支援をしてほしい。」という要請をされた時、どのように対応するだろうか。司法制度は、それぞれの国の法律（法文化）に基づいて運用されているものであり、各国様々な制度が存在し運用されている。日本には日本の、アメリカにはアメリカの、フランスにはフランスの刑事司法制度がそれぞれ存在するのと同様に、当職が現在赴任しているラオスにもラオス独自の刑事司法制度が存在している。

当職は、現在、2018年7月に開始したラオス法の支配発展促進プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）の専門家として、ラオスの刑事司法分野の課題の一つとされている、法律（刑法や刑事訴訟法）に基づかない実務運用を改善するための活動に従事している。当職は、かかる活動について、日本の刑事司法の専門家の一人として非常にやりがいがあると感じる一方で、上記の通り、ラオスにはラオス独自の刑事司法制度が存在する中で、日本の刑事司法の専門家に過ぎない当職に、実際にどのような活動ができるのかとも感じながら日々の活動を行っている。

本稿では、このような当職の悩みを前提に、当職が現在取り組んでいる、「ラオス刑事訴訟法（証拠法）を研究し、その成果をQ&A集の形にまとめてラオスの刑事司法関係者に普及する活動」（以下「本活動」という。）を、法制度整備支援の「制定された法令を運用する司法関係機関の制度整備支援」（いわゆる「運用支援」）<sup>1</sup>の一つの方法として紹介し、若干の考察を加えたい。

もとより本稿の意見にわたる部分は、当職の私見であり、所属機関（法務省）やJICAの公式見解ではない。

### 2 本活動に取り組むことを決めた経緯等

まず、本活動を紹介する前に、本プロジェクトにおいて、本活動の実施を決めた経緯について簡単に紹介したい。

ラオスでは、本プロジェクトに先立って、2010年7月から2014年7月までの間「JICA法律人材育成強化プロジェクトフェーズ1」（以下「フェーズ1」という。）

---

<sup>1</sup> 法制度整備支援は、開発途上国や市場経済への移行を進める国などに対して、それらの国々が進める法制度の整備を支援することと言われており、①基本法令の起草支援、②制定された法令を運用する司法関係機関の制度整備支援、③法曹実務家等の人材育成支援、を基本的内容と考えることが多い（法務省のHP等参照）。

が、2014年7月から2018年7月までの間「JICA法律人材育成強化プロジェクトフェーズ2」（以下「フェーズ2」という。）がそれぞれ実施された。両プロジェクト実施時におけるラオス法司法界の課題は、「十分な法理論にもとづかない立法，これに基づく行政，司法，また，法理論の理解が不十分，かつ，法理論と実務の関連付けもほとんど行われていない法学教育・研修」と整理され，その改善に向けて，法理論を理解した上で実務運用を行うことができる法律人材を育成する活動を行うこととなった。フェーズ1及びフェーズ2においても，本プロジェクト同様に，刑事法分野の活動を実施しており，フェーズ1では，刑事訴訟法手続を研究し，その研究成果を手続チャートやハンドブックにまとめる活動を，フェーズ2では，刑事訴訟法の捜査手続において実務上実際に生じる問題点について研究し，その研究成果をQ&A形式の問題集（捜査段階Q&A集）にまとめる活動をそれぞれ実施した。これらの活動は大きな成果を挙げたものの，ラオスの法司法分野の課題を全て解決したとまでは言えず（幾つかの課題が残ると共に新しい課題も発生し），特に刑事法分野では，捜査機関の行き過ぎた捜査による被疑者・被告人の人権侵害や弁護人の権利侵害などが社会問題となっており，本プロジェクトを通じてこの問題に対処することが望まれた<sup>2</sup>。

そこで，本プロジェクトは，プロジェクト開始後，ラオス側とも何度も協議を重ね，刑事法分野の活動として，ラオス刑事司法分野の課題の一つである捜査機関による行き過ぎた捜査を抑制するために（改善するために），ラオス刑事訴訟法に規定が存在する自白法則（ラオス刑事訴訟法36条3項），補強法則（同法36条2項），違法収集証拠排除法則（同法42条）の法理論及び実務運用を研究し，その適切な運用を可能とする人材を育成することとし，具体的な活動としては，ラオス刑事訴訟法における証拠法則を研究して，その成果をQ&A形式の問題集（公判段階Q&A集）にまとめ，刑事司法関係者に配布して普及する活動を実施することを決めた。

### 3 本活動の具体的紹介及び今後の予定

次に，本活動実施を決めた後に本プロジェクトが実際に行ってきた活動及び今後の活動予定について紹介したい。

#### (1) 日本人専門家（当職）によるラオス刑事訴訟法（証拠法）の調査

本プロジェクトは，上記の経緯で本活動の実施を決めたが，実際に活動を進めるにあたってまず問題となったことは，日本側にとってラオスの刑事訴訟法（証拠法）に関する基礎情報が乏しいことであった<sup>3</sup>。そこでまず，担当専門家である当職において，ラオスの刑事司法関係者をインタビューするなどして，ラオスの刑事訴訟法（証拠法）

<sup>2</sup> 本プロジェクトの形成経緯は，拙稿「ラオス『法の支配発展促進プロジェクト』が開始！～中核人材の育成からより多くの人材の育成へ～」(ICD NEWS 76号)を参照されたい。

<sup>3</sup> 現行のラオス刑事訴訟法（2012年，2017年改正に対応したもの）に関する資料としては，JICAプロジェクトで作成した刑事訴訟法チャート，ハンドブック，捜査段階Q&A集の他に，UNDP（国連開発計画）がまとめた「Manual on Evidence in Criminal Case」がある程度であった。

の現状を調査した（別添1参照<sup>4</sup>）。

別添1にも記載があるが、当職は、この調査により、ラオスの刑事訴訟法における自白法則、補強法則、違法収集証拠排除法則の規定について、日本法と似た面も異なる面もあるということ認識するとともに、少なくとも、日本の刑事訴訟法理論や実務運用と比較すると、ラオスの刑事訴訟法（証拠法）理論と実務運用には、以下の3点の問題があると考えた。

一つ目は、各証拠法則に関する運用基準（各要件の意味、適用条件等）が不明である点である。そのため、どのような基準で事実認定の基礎となる証拠が採用され排除されるかが、結局、個々の裁判官によって異なってしまう（恣意的に運用される可能性がある）ことである。この点は、ラオスでは、被告人、弁護人の証拠収集（証拠開示）や証拠を争う権利や能力が十分でないことからより問題が深刻化すると考えた。

二つ目は、ラオスでは、真実発見と人権保障が衝突した場合に、明らかに前者に傾く傾向がある点である。法曹三者だけでなく刑事訴訟法学者も真実が発見されれば人権保障が後退しても仕方がない考える傾向がある。百歩譲って「真実」が発見されれば良いが、仮に「真実」が発見されなかった場合、その問題は非常に深刻なものとなる（拷問により嘘の自白を得てその自白に基づいて被告人が有罪となり処罰されるなど）と考えた。

三つ目は、証拠法則の話と直接関係するものではないが、有罪無罪の判断をするために必要な「証明の程度」も明確でないことから、適切な手段で証拠が収集されて裁判所に提出されたとしても、裁判官が不適切な方法で評価をして不適切な判決（誤った判決）をする恐れがあると考えた。

そして、当職は、本活動を進めるにあたっては、少なくとも上記3つの問題点を改善する内容を含む必要があると考え、これらの問題点をラオス側に共有し、今後作成する公判段階Q&A集においても上記3つの問題点を検討することでラオス側と合意した。

## (2) 公判段階Q&A集で検討すべき問題の選定

本プロジェクトは、上記(1)記載の経緯で、公判段階Q&A集作成の中で上記3つの問題点も検討することを決めたが、次に問題となったことは、どのように検討するかということであった。すなわち、ラオス刑事訴訟法（証拠法）理論にもとづく適切な刑事実務運用を目指して公判段階Q&A集を作成し普及する活動をするとして、どのような内容のQ&A集を作成するかということであった。この点について、当職とラオス側で協議をした結果、ラオス側においても地方における実務状況の調査を行う<sup>5</sup>

<sup>4</sup> 2018年10月作成。

<sup>5</sup> ラオス側メンバーにおいて、2019年1月、北部ルアンパパン県、南部チャンパサック県の裁判所、検察院、弁護士会、警察を訪問し、各地の裁判官、検察官、弁護士会、警察官とともに、ラオスの刑事司法の現場における自白法則、補強法則、違法収集証拠排除法則の問題点に関する情報収集を行うと共に意見交換を行った。

などして、ラオスの刑事実務において、自白法則や補強法則や違法収集証拠排除法則が問題となった事例を把握した上で、これらの法則が存在する国であれば生じ得る典型的な問題を題材にして、ラオス刑事訴訟法（証拠法）理論、実務運用を各国法と比較検討して、各国法の理論や実務運用も参考にしながら、ラオス刑事訴訟法（証拠法）の運用上の問題点を改善するラオス独自の方法論を開発し、Q&A集の中で適示する方向性で活動を進めることとなった。そこで、当職において、前記ラオス側による実務調査等で収集されたラオスの刑事実務に関する情報を踏まえて、日本やその他の国で問題となった事例も参考に問題5問（以下「検討対象問題」という。別添2参照<sup>6</sup>）を作成し、ラオス側において、検討対象問題についてラオス刑事訴訟法（証拠法）に基づいた回答例を作成した上で、検討対象問題について各国法に基づく回答例と比較検討することとなった。

なお、上記地方での実務調査を通じて、ラオスの刑事訴訟法（証拠法）と刑事実務の問題として上記(1)で指摘した3つの問題点に加え、証拠法則違反の事例が実際に生じた場合において、被告人・弁護人はどのようにしてその事実を主張立証し、裁判官はどのような判断をすべきかについて、実務運用が確立していないためにバラバラの運用をしている（権利侵害への対応手段が確立していない）ことが明らかとなった。そこで、ラオス側において検討対象問題を検討するに当たっては、単に回答例を示すだけでなく、実際にこのような問題が生じた場合において、弁護人や裁判官が何をすべきか（権利侵害への具体的対応手段）も示すこととなった。

### (3) ラオス法と各国法の比較検討

本プロジェクトは、上記(1)(2)の経緯で本活動を進め、ラオス側において、ラオス刑事訴訟法（証拠法）に関する研究・調査が一定程度進んだ本年5月、法務省等日本側関係機関の協力を得て本邦研修を実施し<sup>7</sup>、ラオス法と各国法の比較検討を実施した。具体的には、ラオス側がラオス刑事訴訟法（証拠法）に基づいて作成した検討対象問題の回答例、専修大学加藤克佳教授によるドイツ法に基づく回答を、同志社大学法科大学院洲見光男教授によるアメリカ法に基づく回答を、法務省法務総合研究所国際協力部小島麻友子教官及び前田澄子教官<sup>8</sup>による日本法に基づく回答を比較検討し、ラオス刑事訴訟法（証拠法）の法理論や実務運用を様々な国の制度との比較する中で浮かび上がってくる法理論や実務運用の問題点や改善点について協議を行ったのである。

上記協議結果、すなわち、比較法から見たラオス刑事訴訟法（証拠法）理論や実務運用の問題点及び改善点については、本邦研修の結果を踏まえて、ラオス側で現在<sup>9</sup>も検討中のため、本稿でその詳細を説明することはできないが、ラオス法は宗主国で

<sup>6</sup> 2019年2月作成。

<sup>7</sup> 本邦研修の詳細は本号「第3回ラオス法整備支援研修（刑事訴訟法における証拠法研究）」を参照されたい。

<sup>8</sup> 現山形地方検察庁検事

<sup>9</sup> 2019年7月末現在。

あったフランス法的な性格を持ちつつも刑事訴訟法（証拠法）については独自の発展を遂げていること<sup>10 11</sup>、法律の発展（法律の改正）に対して、実務者の理解が進んでいない（追いついていない）ために実務の運用が法律に基づいてなされていない状況が生じていること<sup>12</sup>が協議を通じてより明確になった。

#### (4) 本活動の今後の予定

本プロジェクトは、公判段階Q&A集の完成目標を2019年12月末としている。そして、本プロジェクトは、この期限前に、専門家とラオス側において、本邦研修における日本側との協議を踏まえて、上記(1)(2)(3)で言及した4つの問題点を含むラオス刑事訴訟法（証拠法）の法理論及び実務運用の問題点の解決方法（実務改善の方法）の検討を続ける予定である。また、それと同時に、ラオス側から、本邦研修で、ラオス法と各国法を比較検討することでラオス法の問題点や改善点に関して多くの気づきがあったとの意見が多数挙げられ、ラオス法と法的性格が近いとも考えられるベトナム法との比較検討もしたいとの要望があったことから、本邦研修同様に、検討対象問題を題材にして、ラオス法とベトナム法の証拠法、特に、自白法則、補強法則、違法収集証拠排除法則について、法理論と実務運用状況を比較し、ラオス刑事訴訟法（証拠法）理論と実務運用の問題点をより深く検討し、有効な改善策を研究する機会を設けたいと考えている。

---

<sup>10</sup> ラオスでは、1990年に初めての刑事訴訟法が成立し、その後2004年、2012年、2017年に改正されている。本邦研修に参加したラオス側メンバーの説明によれば、ラオスで自白法則、補強法則、違法収集証拠排除法則に関する条文が規定された経緯は、ラオスの刑事訴訟法では、捜査機関が、取調べや物的証拠収集手続において、違法な手段を使うことを禁じる規定は、2004年に改訂された刑事訴訟法の中に存在したが、一方で、捜査機関が違法な手続により証拠収集をした場合において、証拠の取扱いがどうなるか（効果）に関する規定はなく、違法に収集した証拠を刑事裁判で利用することもあれば、利用しないこともあり、実務の運用が統一されていなかった。このようなバラバラの実務運用を統一するために、2012年に改正されたラオス刑事訴訟法で36条3項、42条を新設し、違法に収集した自白や証拠は一律に刑事裁判における証拠として使用することができないようにしたとのことである。そして、上記制定経緯から、捜査官の取調べ手段が自白法則（刑事訴訟法36条3項）で禁止する方法に該当する場合、捜査官の証拠収集手段が違法収集証拠排除法則（同法42条1項）で規定する「違法」な手段に該当する場合、収集された自白や物的証拠を刑事裁判で使用することはできないことになるとのことである。

<sup>11</sup> また、本邦研修に参加したラオス側メンバーの説明によれば、自白法則（刑事訴訟法36条3項）の趣旨は、捜査官による違法な取調べを禁止することで、被疑者の人権を侵害しないようにすること（人権保障すること）でもあるため、同条が規定する「嘘」、「暴行」などはあくまでも例示規定で、これら以外の取調べ方法でも、違法捜査抑制の必要性、人権侵害の程度、事件の重大さ（真実発見の要請）などを比較考量して、嘘や暴行と同程度に悪質と判断できる取調べ方法は、「その他適法でない行為」（刑事訴訟法36条3項）に該当し、獲得した自白を証拠として使うことはできないことになるとのことである。また、違法収集証拠排除法則（刑事訴訟法42条）の趣旨は、違法な捜査手続を禁止することで、被疑者の人権保障（手続保障）をして、将来の違法捜査を抑制することでもあるため、同条が規定する「違法」に該当するかは、捜査手段の違法の程度と人権侵害の程度、事件の重大性など（真実発見の要請）などを比較考量して決めることになるとのことである。

<sup>12</sup> ラオス側と論点を細かく分けて議論をすると脚注8や9に記載したような話となるのだが、最後にこの議論を踏まえてではどのような実務運用が適切かという話に移ると、それまで人権保障などの概念との比較考量の一要素であった「真実の発見」の要請が優先されることが多く（捜査の不手際による真犯人の不処罰を許して良いのかという話になる）、法改正の趣旨、そこから導き出される法理論等が考慮されない実務運用がなされている（当たり前となってしまっている）状況が垣間見えた。

#### 4 最後に

これまで本活動について、開始した経緯、現在の活動状況、今後の活動予定等を紹介してきた。最後に、本活動を題材に、他国の刑事司法の運用改善支援の方法について若干の私見を述べたい。

本活動は、既に述べてきた通り、ラオス刑事司法の課題の一つである「法律に基づかない実務運用」の改善について、ラオス刑事訴訟法の証拠法の規定を題材にして取り組んでいるものである。

刑事司法が法律（刑法や刑事訴訟法）に基づいて行われるべきであることは法治国家における万国共通の大前提であろうと考えるが、法は世の中の全ての事象を規定することはできず、それゆえに法の運用には、法理論の理解を踏まえた法の解釈が必要となる。そして刑事司法は、各国の法文化に基づくものであるため、たとえ同じような規定が存在するとしても、その規定の解釈、すなわち法理論の理解は各国によって異なるため、「法律に基づく実務運用」も結局は国ごとに適切と言える状態は異なることになると思われる。そのため、当職は、日本とも他のどの国とも異なる刑事司法制度をもつラオスの刑事司法制度の運用を改善することが、日本の刑事司法専門家によって可能か(有効か)という疑問を常に持っている。そして、当職は、現在、上記疑問に対する明確な回答を持っていない。

一方で、当職は、既に述べてきたが、例えば、日本の刑事訴訟法における自白法則、補強法則、違法収集証拠排除法則に関する法理論や実務運用について、これを正しいものであるとしてラオス側に伝えることがその答えにならないと考えている。ラオスにはラオス独自の刑事司法制度（法文化）が存在するため、ラオス人が日本独自の法文化の上に発展してきた日本の刑事訴訟法の法理論や実務運用を理解してラオスにおいて運用することは極めて困難であり、最終的にラオス社会に根付くことはないと考えられるためである。では、そのラオスで刑事司法制度の実務運用改善の業務を担当する当職は何ができ、何をすべきか。当職は、その一つの方法として、ラオス人と共にラオス刑事訴訟法を研究し、その研究過程の際にラオス法と他国の法律を比較することが良いのではないかと考えた。ラオス刑法やラオス刑事訴訟法理論を前提にラオス刑事司法の適切な運用方法を考える（決める）のは当然ラオス人自身であるが、その判断をするためには、自国の理論や実務運用だけを研究するのではなく、自国と異なる法制度を持つ他国の理論や実務運用を知ることが有用であると考えたからである。そして、このような方法であれば、元々中国由来の法制度（法文化）が存在していたところに、明治維新を機にヨーロッパ諸国やアメリカの法制度を吸収して、最終的に中国ともヨーロッパ諸国ともアメリカとも異なる独自の法制度を確立した日本の刑事司法の専門家にこそ行うことができる法制度整備支援の運用支援と言えるのではないかと考えたのである。

当職は上記のような考えのもと、ラオス側及び日本側関係機関と相談をしながら本活動を進めているが、当職のこのような考えが正しいものかは当職自身も分からない。また、本活動はまだ途中である。しかし、当職自身が、本活動を始めるに当たり、過去様々

な国で実施された活動例を参考にして、本活動に取り組むことを思いついたということがあったので、今後、ラオスやその他の国で新たに法制度整備支援の運用支援を行う際の検討材料の一つとなり、さらには、専門家業務の幅広さや奥深さ（面白さ）を少しでもお伝えすることができればと考え、本活動を紹介させていただいた次第である。

ラオス刑事訴訟法における証拠法第1 ラオス刑事訴訟法概要

ラオス刑事訴訟法（以下「ラオス刑訴法」という。）は証拠裁判主義を採用する（ラオス刑訴法183条<sup>13</sup>。以下、単に刑訴法〇〇条と表記。）。

ラオス刑訴法は職権主義であり公訴提起の際に証拠を含む一件記録が裁判所に送付される（刑訴法164条<sup>14</sup>。証拠禁止規定は幾つか存在する（刑訴法36条2項、同法42条）ため証拠自由の原則を採用しているとは言えないが、伝聞法則のような厳格で画一的な証拠禁止規定までではない。また、ラオス刑訴法は法定証拠主義を採用していないものの自由心証主義を明文で規定していない。さらに、ラオス刑訴法には有罪認定に必要な証明の程度に関する規定は存在せず、一方で、無罪推定とも考えうる規定も存在する（刑訴法15条<sup>15</sup>）がいわゆる利益原則につながるような規定は存在しない。

第2 刑事事件で明らかにする事項

- 1 ラオス刑訴法は、刑事訴訟手続について、「迅速、完全、包括的に犯罪を探求し、犯人に訴訟手続を受けさせ、法律を正しく、公正に適用し、犯人の法に従った処罰、犯人でない者に不処罰を保障するための、捜査機関、検察院、裁判所その他の参加者による活動」（刑訴法2条1項）と規定する。
- 2 ラオス刑訴法は、「捜査、起訴、判決の手続中、刑事事件手続を行う機関<sup>16</sup>は、以下の状況に関する真実を追求しなければならない」（刑訴法41条）と規定し、刑事手続の中で明らかにする事項、すなわち、証拠により明らかにする（証明する）事実を以下のように定める。
  - ① 犯行（行為、日時、場所、車両、器具、方法その他の状況）
  - ② 被疑者（プークトゥーハー）又は被告人の過ち（故意又は過失）及び犯行動機

<sup>13</sup> 刑訴法183条は、「裁判所は、検察院の起訴、当事者の申立てを受理し、情報証拠及び公判審理の結果に基づき検討しなければならない。すべての起訴、申立ては、法律に従って検討しなければならない。検察院又は当事者が申立てをしていない問題は、裁判所は検討すべきでない」と規定し、関係者のインタビューにおいても同規定が証拠裁判主義を定めた規定であることは概ね確認できた。

<sup>14</sup> 筆者は捜査段階で警察官及び検察官が収集した全ての証拠及び作成した書類というイメージを持っていたが、複数人からの聴取等を踏まえて、警察も検察も有罪立証に必要な証拠及び書類しか送っていないようにも感じる。この点はこの後も調査が必要と考えている。

<sup>15</sup> 刑訴法15条は、「刑事訴訟手続において、犯人であるとする裁判所の確定判決がまだない被疑者及び被告人は、無罪とみなされる。」との規定は存在するが、いわゆる利益原則と同義かまでは不明である。

<sup>16</sup> 刑訴法45条は、刑事訴訟の組織を、捜査機関、検察院、裁判所と規定する。弁護人や被告人は刑事訴訟手続参加者（刑訴法63条）と位置付ける。



- ③ 犯行の特徴，危険性の程度と被疑者（プークトゥーハー）又は被告人の人格<sup>17</sup>
- ④ 犯罪により生じた被害の特徴と程度
- ⑤ 刑事責任を免れるべき根拠<sup>18</sup>と負わせるべき根拠<sup>19</sup>
- ⑥ 刑事責任の加重<sup>20</sup>軽減<sup>21</sup>理由

3 一方で，ラオス刑訴法は，公判における裁判官の検討事項について「検察院又は当事者が申し立てた事項」に限る（刑訴法183条）とする一方で，（挙証責任は第4で検討するが）立証事項について，審理の終了について「事件の状況がすべて明らかになった場合」（刑訴法200条1項）と規定し，判決の構成要素について「1. 判決紹介の部分，2. 事件の内容，3. 分析，4. 判決」（刑訴法205条2項）と規定するのみである。

### 第3 証拠の定義等

1 ラオス刑訴法では，証拠は，「訴訟手続によって収集された真の情報であって，捜査機関，検察院，裁判所が評価を行い<sup>22</sup>，社会にとって危険な行為かどうか，個人の行為が犯罪かどうか，その他の事情の有無を判断する根拠として使用する，その訴訟事件の構成適正な審理判決に有益なものである」（刑訴法27条）と規定され，以下の通りに分類される。

<sup>17</sup> 刑法7条は，犯罪の構成要素として，i 物質的要素，ii 客観的要素（犯行の時，場所，犯行に使用された車両，機器，情况及び手段など，刑法により規定されている社会的関係に損害をもたらした行動又は損害をもたらす意図〔の証拠である〕行動の外的特徴），iii 主観的要素（犯罪を構成する行動を通じて外面的に表われる，その犯罪の自らの犯罪行為についての態度及び心理状態の特徴），iv 行為者要素（法的責任を負うにあたり，その犯罪人は，知的能力がなければならず，心神喪失者であってはならず，刑事責任年齢，すなわち15歳以上でなければならない，と規定する。

<sup>18</sup> 刑法18条は，刑事上の責任からの除外につながる事情として，i 威力及び脅威（刑法19条），ii 正当防衛（刑法20条），iii 緊急状態（刑法21条），iv 職務上の義務の履行（刑法22条），v 命令の実行（刑法23条），vi スポーツ競技（刑法24条），vii 損害を被った当事者が告訴しなければならない犯罪（刑法25条），viii 公訴期間の満了（刑法26条）と規定する。

<sup>19</sup> 刑法16条は，犯罪人とは，社会に危険をもたらすような行為又は逸脱行為を犯し，〔かかる行為又は逸脱行為が〕法に定めるあらゆる犯罪構成要素を満たしている〔場合の〕個人である，と規定する。

<sup>20</sup> 刑法41条は，刑事上の責任の加重につながる事情として，i 常習，ii 組織的集团的によりなされた犯罪，iii 強欲のためになされた犯罪，iv 未成年者，高齢者，弱者，又は物質的その他の方法でその犯罪人に扶養されている人若しくはその犯罪人の管理下にある人に向けられた犯罪，v 未成年者に対する犯行の伝授又は犯罪参加の先導，vi 被害者に対する残酷又は非道な違法行為，vii 深刻な結末を伴う犯罪，viii 大災害中になされた犯罪，ix 公衆にとって危険な方法によってなされた犯罪，x 酩酊又は薬物乱用状態でなされた犯罪。その犯行の性質に基づき，裁判所は，刑事上の責任を加重するか否かを決定する絶対的な権利を有する，xi 正直な者に対する意図的な罪の押付け，xii 他の犯罪の隠匿又は逃亡のための暴力使用で有罪となった犯罪人，と定める。

<sup>21</sup> 刑法40条は，刑事上の責任の軽減につながる事情として，i 18歳未満の犯罪人，ii 妊娠状態又は2歳以下の子供がいる女性の犯罪人，iii 正当防衛，iv 被害者の違法行為がもたらした強い精神的打撃によってなされた犯罪，v 威力又は脅威の下でなされた犯罪，vi 犯罪人が，自らの犯罪が引き起こす損害を防ぐため，又はその損害を自発的かつ誠実に償うために行った行為，vii その犯罪人自身又はその家族の著しく困難な状態のためになされた犯罪，viii 犯罪人が，自責の念を表して当局へ自首し，自己と他者の犯した犯罪を認めこれを明らかにする場合，ix 初回の犯罪であって，それが社会にとって深刻な危険を生じない場合，x 犯罪人に，国民に対する功績がある場合と規定する。

<sup>22</sup> 弁護士は含まれていない。

- ① 物的証拠<sup>23</sup>
  - ② 書証<sup>24</sup>
  - ③ 人的証拠<sup>25</sup>
  - ④ 前記証拠は、被疑者（プークトゥーハー）又は被告人であることを証明する積極的な証拠と無実であることを証明する消極証拠がある。
  - ⑤ 刑事訴訟手続においては、有罪を証明する証拠（積極証拠）及び無罪を証明する証拠（消極証拠）の両方を探さなければならない。（刑訴法28条）
- 2 ラオスの刑訴法には、例えば、証拠方法の物理的な形による差異であり、これを取  
得する強制処分には差異が生じるものとして分類される「人的証拠・物的証拠」という  
区別、伝聞法則が適用される証拠かそれ以外の証拠かにより分類される「供述証拠・  
非供述証拠」という区別、証拠が証明しようとする事実の違いにより分類される「直  
接証拠・間接証拠」という区別、証拠が証明しようとする事実の違いによる差異であ  
り、「実質証拠・補助証拠」（証拠が証明しようとする事実の違いによる差異であり、  
要証事実を直接・間接に証明する証拠を実質証拠、実質証拠の証明力に影響を及ぼす  
証拠を補助証拠）という概念が明文上は存在しない。
- 3 もっとも、ラオス法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ1において作成した刑  
訴法ハンドブックにおいては、人的証拠の種類として「原始証人」、「伝聞証人」の二  
種類を定義し、前者を「事実を体験した者」、後者を「事件を体験していないが事件  
のことを他者から聞いた者」と説明する。また、証明対象との関係で証拠を分類する  
ことを可能とした上で「直接証拠」、「間接証拠」という種類の証拠を定義し、前者を  
「事件の直接の争点となっているある審議を証明する証拠証人であり、もし裁判所が  
その直接証拠を信用できる時には、争点となっているある審議はその証人証拠が示し  
ているもの。例えば、銃による殺人事件現場で銃を撃った人物を見た人物」と、後者  
を「事件の直接争点ではない真偽を証明することを期待する証拠であり、対面で争っ  
ている争点の真偽が起こったのか、起こっていないのかを指し示すその他の真偽を証  
明したいときの証拠である。例えば、銃による殺人事件の現場付近で銃声を聞き、直  
後に現場から走り去る人物を見た人物」と説明する。さらに、証拠価値の関係で証拠

<sup>23</sup> 物的証拠とは、物体の痕跡、犯罪の道具として使用された、又は使用されようとした物であり、例  
えば、拳銃、ナイフ、指紋、血痕その他の事件にとって重要な意味を有する物である（刑訴法29条）。  
なお物的証拠に関する規定としてその他、刑訴法30条「物的証拠の収集と保管」、刑訴法31条「物  
的証拠に関する問題解決」が存在する。

<sup>24</sup> 書証とは、手紙、捜査記録、裁判所の活動記録、勘定書（財務記録）、図（図面）、写真、その他犯  
罪に関連する書類から得られたものをいう（刑訴法32条）。なお書証に関する規定としてその他に、  
刑訴法33条「訴訟手続遂行者の記録」が存在する。

<sup>25</sup> 人的証拠とは、犯罪に関連する被疑者（プークトゥーソンサイ、プークトゥーハー）、被告人、証人、  
被害者、民事原告、民事責任者の証言、面割り、確認、専門家、熟練者の意見による得られた証拠を  
いう（刑訴法34条）。なお人的証拠に関する規定としてその他に、刑訴法35条「被疑者（プー  
トゥクソンサイ）」の供述、刑訴法36条「被疑者（プートゥクハー）の供述」、刑訴法37条「被害者の  
供述」、刑訴法38条「民事原告、民事責任者の供述」、刑訴法39条「証人の供述」、刑訴法40条「専  
門家又は熟練者の鑑定書」が存在する。

を分類することが可能としたうえで「第一次証拠（主たる証拠）」及び「第二次証拠（補助証拠）」という種類の証拠を定義し、前者を「事件の当事者が主張のために持ってきた真偽にかかる他の証人証拠と比べ明確に真偽を証明できる、あるいは信用性の重みのある最もすぐれた証人証拠」と、後者を「第一次証拠のように真偽の証明において重みや信用性をもつことができない、あるいは最も優れているとは言えない証人証拠」と説明する。

#### 第4 挙証責任

- 1 ラオス刑訴法に挙証責任の規定はない。もっとも、ラオスにおいても公訴権は検察官にのみある（刑訴法154条）。訴訟の一般原則として、権利の実現を請求する者に証明責任があることから、ラオスにおいても立証責任は検察官にあると考えて良いと思われる<sup>26</sup>。
- 2 検察官に立証責任があり無罪推定の原則が認められれば、検察官が挙証責任を果たせなかった場合、「疑い」は被告人の利益に解され、無罪判決が下されることになるはずである（疑わしきは被告人の利益の原則）。もっとも、ラオス刑訴法に無罪推定の原則が認められるか不明であるため、利益原則又は実質的挙証責任が検察官にあるかまでは現状不明である<sup>27</sup>。

#### 第5 証拠の取扱い（証拠方法の制限）

##### 1 証拠自由の原則

ラオス刑訴法には、伝聞法則はないものの、自白法則や違法収集証拠排除法則が存在し、また、証拠能力（証拠の許容性）制限を認めない規定も存在しないことから、証拠自由の原則までは存在しない。

##### 2 自白の取扱い（自白法則）

ラオス刑訴法には、自白について、「嘘、強制、脅迫、暴行、拷問その他適法でない行為によって得られた被疑者又は被告人の自白は、事件における証拠として使用することができない」（刑訴法36条3項）との規定があり、いわゆる自白法則を定めているものと思われる<sup>28</sup>。自白法則がいかなる場合に適用されるかについて基準等はないが、刑訴法36条3項に該当する（違法な手段で得られた）自白に基づいて事実認定を行うことができないという点で、法曹三者及び学者の意見は概ね一致しているようである<sup>29</sup>。

もっとも、いわゆる毒樹の果実の理論のような規定は存在せず、派生して得られた証拠（違法な取調べに基づく自白を内容として収集された証拠）による事実認定も可

<sup>26</sup> 裁判所による補充捜査命令の対象も検察院であることから裏付けられる（刑訴法168条）。

<sup>27</sup> この点は引き続き調査が必要である。

<sup>28</sup> 刑訴法は「刑事手続において、被疑者（プートゥクハー、プートゥクソンサイ）、被告人に対する強制、脅迫、暴行、拷問は禁止する」（刑訴法12条4項）との規定も置いており、自白法則を担保するものと思われる。

<sup>29</sup> 適切に運用されているかは、法曹三者及び刑事訴訟法学者間の意見は一致していない。

能（証拠能力は制限なく認められる）なようである<sup>30</sup>。

### 3 自白以外の証拠（人的証拠，物的証拠，書証）の取扱い

#### ① 総論

第1で述べた通り，ラオス刑訴法は，職権主義を採用しており，検察院は公訴提起の段階で一件記録を裁判所に送付しており，伝聞法則は存在しないため，裁判官は送付された記録をすべて確認できる。

一方で，刑訴法194条1項は，「裁判所（合議体）は，審理において，審理段階に従い，犯罪に関する各出来事の状態を完全に確定するための証拠を探さなければならない。」とし，公判における各証拠（人的証拠，物的証拠，書証）の取調べ方法及び顕出を以下のように規定する。

#### ② 人的証拠の取調べ方法について

ラオス刑訴法は，審理（タイスワン）における人的証拠の取調べ方法に関し，「被告人の審理」（刑訴法195条），「被害者，民事原告，民事責任者，弁護人又はその他の保護者の審理」（刑訴法196条），「証人の審理」（刑訴法197条），「専門家による鑑定意見陳述」（刑訴法198条）の各規定を置いている。

このうち，被告人の供述の取調べ方法に関し，刑訴法195条は，「合議体，検察院の長は，審理において，被告人に対し，起訴事実や事件状況を質問することができる」（同条1項，4項），「弁護人及びその他の保護者は，被告人の防御権と利益に関する事件の状態について，質問をして問題提起することができる」（同条6項），「合議体は，被告人が質問に答えられない場合，他の者に対する質問を続け，事件に係る証拠を調べなければならない」（同条7項）と規定する。

もともと，ラオス刑訴法には，被告人が捜査段階で自白をしていたが公判廷で否認した場合の被告人供述の取扱いに関する規定はない<sup>31</sup>。

#### ③ 物的証拠及び書証の取調べ方法について

ラオス刑訴法は，審理における物的証拠及び書証の取調べ方法について，「検察院の長，被告人又はその他の参加者は，物的証拠に関して意見を述べる」（刑訴法199条1項）と規定する。

一方で，書証については「物的証拠，写真，図，音声記録，書面記録は，公判に提出されなければならない」（刑訴法199条2項）との規定を置くだけで取調べ方法に関する明確な規定はない。

<sup>30</sup> 法曹三者及び刑事訴訟法学者の間で結論が一致している。

<sup>31</sup> 一応，「被疑者又は被告人の自白は，十分な有罪を示す証拠によって確認された時のみ事件の証拠となる」（刑訴法36条2項）が存在するものの，この規定が，被告人の捜査段階の供述と公判廷の供述が齟齬した場合にどのように作用するかは不明である。

筆者が傍聴した裁判においては，被告人が，麻薬の認識について，捜査段階では認めていたものの公判廷では否認をしていた。これに対し，立会した検察官及び裁判長が，被告人に対し，捜査段階の自白調書をもとに否認の撤回を迫っており，その他様々な追及を経て，被告人は最終的に否認を撤回していた。この裁判では被告人の自白を基に被告人に薬物の認識を認め有罪判決を下していたが，刑訴法36条2項の規定をどのようにして運用したかは不明であった。

#### ④ 公判廷に提出された証拠の取扱い（顕出）について

ラオス刑訴法は、「公判に提出された証拠について、合議体は、正しいか、一致しているかどうか、事件に関連しているか<sup>32</sup>どうかを調べなければならない」（刑訴法199条3項）と規定しており、自然的・法的関連性のない証拠の取調べ方法に関する規定と思われる。合議体がどのような基準でこの要件該当性を判断しているかは不明だが<sup>33</sup>、法曹三者及び学者の間ではこれらの要件を満たさない証拠の証拠能力は認められない（事実認定できない）という点で概ね一致しているようである。

#### 4 違法収集証拠排除法則

ラオス刑訴法には、「この法律に違反する手段により得られた情報は、刑事事件の証拠にならない」（刑訴法42条1項）、「刑事事件の証拠とならない情報は、法的効果をもたず、刑事手続の起訴として使用することはできない」（同条2項）との規定があり、違法収集証拠排除法則が明文として存在する。運用基準（「法律に違反する手段による得られた情報」の判断基準）は不明である<sup>34</sup>が、法曹三者及び学者の間ではこの要件を満たさない証拠に基づく事実認定はできないという点で概ね意見は一致しているようである。

### 第6 自由心証主義と（有罪立証に必要な）証明の程度

- 1 ラオス刑訴法には法定証拠主義を定めた規定は存在しないが、自由心証主義を定めた規定も存在しない。もっとも、自由心証主義を制限する規定と位置付けられる補強法則を定めたと考えられる規定、すなわち、「刑事訴訟手続は、被疑者（プートックハー）又は被告人の自白だけを主たる根拠にしてはならず、有罪を立証する証拠をさらに探す必要がある」（刑訴法44条4項）、「被疑者又は被告人の自白は、十分な有罪を示す証拠によって確認されたときのみ事件の証拠となる」（刑訴法36条2項）が存在する。なお、かかる補強法則の運用基準は明らかではないが（「有罪を示す証拠によって確認されたとき」の判断基準）、法曹三者及び学者の間でこの要件を満たさない自白のみに基づいて被告人を有罪と判断することができない点で概ね意見は一致しているようである<sup>35</sup>。
- 2 ラオスでは有罪立証に必要な証明の程度の規定は存在しない。一方で、ラオスに利益原則（疑わしきは被告人の利益を）の規定は存在せず、他の規定等から同原則が認められるかも不明である。ラオスでは明文規定上も他の原則等からも有罪無罪の判断を行うのに必要な立証の程度が不明である。

<sup>32</sup> 「正しいか」、「一致しているか」、「事件に関連しているか」（刑訴法199条3項）について具体的にどうやって判断しているかは文言上明らかでなく、法曹三者及び学者によって見解も異なる。

<sup>33</sup> 「正しい」「構成する」「関連する」の意味に関して法曹三者及び刑事訴訟法学者の間で意見が一致している様子はいかががえなかった。

<sup>34</sup> 筆者の私見であるが、ラオスでは、手続の適正（違法捜査をしてでも真実発見をする要請）と人権保障の均衡が問題となった場合に、前者に傾く傾向が極めて高いと感じる。

<sup>35</sup> もっとも、その運用状況に関する意見は一致していない。

もっとも、ラオスは、審理（タイスワン）前に裁判官が事件ファイルを検討し重要な証拠が欠如している場合などの一定の場合に補充捜査等を命じることが可能とし（刑訴法168条1項）、さらに、「理由が不十分又は法律に適正でない」判決に対しては検察院が控訴できる（刑訴法213条）としていることから、単純に検察院の提出した証拠が不十分であることを理由に裁判所が無罪判決を下すことが可能というシステムをとっていない。このことから、ラオスが、有罪無罪の立証の程度について、英米法的な「合理的な疑いを超える」証明までは要求しておらず、むしろ大陸法的な「被告人に利益な疑い」とは補充捜査を尽くしても乗り越えがたい疑いで、被告人を有罪であると推認する他の全ての証拠を考慮しても乗り越えがたい合理的な疑いであることまでを要求しているとも考えられる<sup>36</sup>。

#### 第7 証拠に対する当事者の権利（弁護人・被告人の防御権）

1 ラオス刑訴法では、被告人及び弁護人は刑事訴訟における手続遂行機関ではなく手続参加者と位置付けられる（刑訴法63条）。被告人は、証拠提出等の権利、公判に出廷し説明して質問に答える権利、事件記録を閲覧・謄写する権利等が認められる（刑訴法66条）、また、弁護人も、証拠提出等の権利<sup>37</sup>、公判に出廷し意見を述べ質問する権利、事件記録を閲覧・謄写する権利等が認められる（刑訴法71条）。しかし、記録の閲覧謄写権は捜査の必要性等から制限されることが一般的で、制限の基準も特に存在しない。

2 ラオス刑訴法では、人的証拠の一部（被告人、専門家）の供述について弁護人が意見・質問できるとし（刑訴法195条5項、刑訴法198条4項）、物的証拠についても弁護人が意見できるとする（刑訴法199条1項）。なお、書証や証人について弁護人や被告人の質問権等を定めた規定はない。

一方で、ラオス刑訴法には、証拠方法の顕出、すなわち、事実認定の基礎としえる証拠について、単に「正しいか、一致しているか、事件に関連しているか」の観点で確認するとするのみで（刑訴法199条3項）、職権主義構造を採用する訴訟システム下で見られる当事者の対審的討議を経た証拠のみにもとづいて判決を下す<sup>38</sup>等の公判における弁護人や被告人の証拠を争う権利を明確に定めた規定はない。

#### 第8 ラオス証拠法に関する問題点<sup>39</sup>

1 ラオスでは、事実認定に必要な「証拠」について、職権証拠主義を採用していることから、事件ファイル上の全ての証拠を裁判官が検討できる。裁判官は、公判に提出された証拠を「正しい、構成する、関連する」という基準で確認してこれらの要件を満たす限り事実認定に用いることができるようである。また、これらの要件を満たした証拠について、自白であれば、自白法則（刑訴法36条2項）、補強法則（刑訴法

<sup>36</sup> あくまでの筆者の私見であり、今後も調査が必要である。

<sup>37</sup> 明文に規定があるにもかかわらず、実務運用を根拠に、弁護人の証拠提出権を否定する実務家もいた。

<sup>38</sup> フランスやベトナムにこのような制度があることを確認している。

<sup>39</sup> あくまでも筆者の私見である。

36条3項、刑訴法44条4項)の観点で確認してこれらに違反する自白であれば事実認定に用いない、又はこの自白だけをもって被告人を有罪とすることはないようである。さらには、自白以外の各証拠(物的証拠、書証、人的証拠)であれば、違法収集証拠排除法則(刑訴法42条)の観点で確認しこれに反する証拠であれば事実認定に用いないようである。そして、これらのスクリーニングを経た証拠に基づいて事実認定が行われ、事件に関する状況が明らかになったと合議体が判断した場合に、審理を終了し判決を行うようである(刑訴法200条)。上記だけを見れば、伝聞法則という観点での違和感はあるが(検察院が提出した証拠を全て裁判官が確認するため心証形成に影響がないとは言えないのでは)、日本の証拠法の内容及び運用状況と大きな相違点はないと思われる。

2 もっとも、ラオスにおける証拠法の内容及び運用状況で、大きな問題(日本との相違点)を感じるものとしては、以下の3点である。

一つ目は、本文中でも述べてきたが、各証拠法則に関する運用基準(各要件の意味、適用条件等)が不明である点である。そのため、どのような基準で事実認定の基礎となる証拠が採用され排除されるかが、結局、個々の裁判官によって異なってしまう(恣意的に運用される可能性がある)ことである。この点は当事者(被告人、弁護人)の証拠の収集(証拠開示)や証拠を争う権利が十分でないことからより問題が深刻化する。

二つ目は、自白法則の毒樹の果実の理論、違法収集証拠排除法則の運用基準の際にも述べたが、ラオスにおいては、真実発見と人権保障が衝突した場合に、明らかに前者に傾く傾向がある点である。法曹三者だけでなく学者においても真実が発見されれば人権保障が後退しても仕方がないと考える傾向がある。百歩譲って「真実」が発見されれば良いが、仮に「真実」が発見されなかった場合、その問題は非常に大きなものとなる(拷問に基づいて嘘の自白を得てその自白に基づいて被告人が有罪になるなど)。

三つ目は、有罪無罪の判断をするために必要な証明の程度も不明確であることから、適切に収集されて提出された証拠があったとしても、裁判官が不適切な評価をして(不適切な)判決をする恐れがあることである。

3 以上に対して、証拠法理論につき運用状況を踏まえて確立することはもちろん、証拠法理論を適切に運用するために適切な事実認定技術が必要となるため、事実認定理論や技術の確立も必要になると思料する。

## 【問題1】

Aはヴィエンチャン市内でかねて仲が悪かったBをナイフで殺害し、その後そのナイフをメコン川に捨てた。本件殺人事件に目撃者はなく防犯ビデオの映像等もなかったが、警察はAとBの仲が悪かったことから、AについてBを殺害した犯人と疑い、Aを逮捕した。取り調べを担当した警察官は、Aの取り調べの際、①Aの襟をつかんで首を締めあげて壁に頭を打ち付ける、Aの腹を殴る、Aの太ももを踏みつける、などの暴行を加え、②Aに「否認したら子供が学校に行けないようにする」、「否認したら妻を逮捕する」など述べて脅迫し、③Aに「自白したら、警察が子供や家族の面倒を見る」などの自白をすることによるAが得る利益について説明するなどした。その結果、AはBを殺害したことを認めたことから、検察はAを殺人罪で起訴した。しかし、Aは裁判で、自白は警察官に暴力を振るわれたり、脅迫されたり、利益誘導を受けた結果したもので、嘘の内容と供述した。Aの弁護人は、警察官の暴力、脅迫、利益誘導の結果得られたAの自白は刑訴法36条3項に違反すると主張した。

この場合、裁判官はAの自白をどのように取り扱うべきか（Aの自白をもとにAを有罪と判断することができるか。）。

## 【問題2】

県知事Aは、県が発注する公共事業の工事に関し、AとBしかいない密室で、Bからお金を受け取った見返りに、Bの会社に工事を発注した。その後、AとBは賄賂の疑いで逮捕された。①警察官は、Aの取り調べの際、暴行や脅迫を加えたり嘘をついたりすることもなかったが、手錠を外さず手錠を付けたままで取り調べを続けた。Aは最終的にBからお金を受け取った見返りにBの会社に公共工事を発注したことを認めた。②警察官は、Bの取り調べの際、暴行や脅迫を加えたり嘘をつくこともなく、また、Bに手錠をかけたまま取り調べをすることもなかった。しかし警察官は、Bの取り調べの際、Bの弁護人がBの取り調べに立ち会うことを求めたにも関わらずこれを拒否して取り調べへの立ち会いを認めず、Bの取り調べを行った。また、警察官は、Bの取り調べの際、Bの弁護人がBと接見をしたいから取り調べを中断して接見をさせてほしい旨求めたにも関わらずこれを拒否して取り調べを行った。Bは最終的にBの会社に工事を発注してもらう目的でAにお金を渡したことを認めた。検察は、AとBの自白をもとに、AとBを賄賂罪で起訴した。すると、Aは裁判で手錠を付けたままで取り調べをされたことで精神的に不安になり自白したと供述した。またBも裁判で弁護士に立ち会ってもらえず、弁護士に接見で相談することができなかつたことで精神的に不安になり自白したと供述した。弁護人は、AとBの取り調べにはそれぞれ違法があることから、AとBの自白は刑訴法36条3項に違反すると主張した。

この場合、裁判官はAとBの自白をどのように取り扱うべきか（AとBの自白をもとにAとBを有罪と判断することができるか。）。



### 【問題3】

Aはヴィエンチャン市内の自宅の地下に覚せい剤を隠しており、時々その覚せい剤を取り出し、使用していた。警察官らは、Aを覚せい剤使用の疑いで逮捕し、A宅を捜索したが、地下に隠してあった覚せい剤を発見することができなかった。その後、警察官は、Aの取り調べの際、Aに対し、「覚せい剤を所持していた事件で逮捕をしたり家を捜索したりすることはもうしない。だから、覚せい剤がどこにあるかを教えてほしい。」と嘘をついたところ、Aは警察官の話信用し、A宅の地下に隠していた覚せい剤の場所を警察官に自白した。その後警察官はA宅に対する捜索令状にもとづきA宅を再度捜索し、Aの自白通りにA宅の地下に隠してあった覚せい剤を発見し、押収した。そこで、検察は、Aを自宅で覚せい剤を隠し持った罪で起訴した。裁判でAは、警察官に嘘をつかれて騙されて自白したと供述した。Aの弁護人は、Aの自白は刑訴法36条3項に違反し、Aの自白に基づいて発見された覚せい剤は刑訴法42条に違反すると主張した。

この場合、裁判官はAの自白とA宅地下から発見された覚せい剤をどのように取り扱うべきか（Aの自白とA宅地下から発見された覚せい剤をもとにAを有罪と判断することができるか。）。

### 【問題4】

Aは、ヴィエンチャン市内の自宅のタンスに覚せい剤を隠し持っていた。警察官は、Aのことを憎んでいたため、実際には覚せい剤の密売人であるBがAに覚せい剤を売った事実もなく、Bも警察官に「Aに覚せい剤を売った」などと証言をしていなかったにも関わらず、「BがAに覚せい剤を売った」という嘘の内容の報告書（証拠）を作成し、これを根拠にしてA宅の捜索令状を裁判所から得て、A宅の捜索を行い、A宅のタンス内から覚せい剤を発見した。Aは取り調べでは一貫して自宅に覚せい剤を隠し持っていたことを否認していたが、検察はAを自宅に覚せい剤を隠し持っていた罪で起訴した。この裁判で、Aの弁護人はA宅から発見された覚せい剤は警察官による違法捜査に基づいて収集された証拠であると主張した。

この場合、裁判官はA宅から発見された覚せい剤をどのように取り扱うべきか（A宅から発見された覚せい剤をもとにAを有罪と判断することができるか。）。

### 【問題5】

Aは、ヴィエンチャン市内の家族10人で住んでいた自宅の自分の部屋のタンスに覚せい剤を隠し持っていた。警察官は、Aのことを憎んでいたため、実際には覚せい剤の密売人であるBがAに覚せい剤を売った事実もなく、Bも警察官に「Aに覚せい剤を売った」などと証言をしていなかったにも関わらず、「BがAに覚せい剤を売った」という嘘の内容の報告書（証拠）を作成し、これを根拠にしてA宅の搜索令状を裁判所から得て、A宅の搜索を行い、Aの部屋のタンスから覚せい剤を発見した。Aは取り調べで、当初、自宅に覚せい剤を隠し持っていたことを否認し、A宅から発見された覚せい剤はAの弟であるBの覚せい剤であると供述していたが、警察官がAの部屋のタンスから覚せい剤を発見したことを知った後は、否認を撤回し、覚せい剤は自分のものであると自白した。検察はAを自宅に覚せい剤を隠し持っていた罪で起訴した。この裁判で、Aの弁護人は、Aの自白が刑訴法36条3項に違反するとの主張はしなかったものの、A宅から発見された覚せい剤は違法な捜査に基づいて押収されたもので刑訴法42条に違反すると主張し、また、この事件では、違法に収集された覚せい剤を証拠として用いることはできないので、Aの自白を補強する証拠がないことから、刑訴法36条2項により、Aの自白を証拠とすることもできないと主張した。

この場合、裁判官はAの自白とA宅から発見された覚せい剤をどのように取り扱うべきか（Aの自白とA宅から発見された覚せい剤をもとにAを有罪と判断することができるか。）。